■令和7年度JNTO広域連携プロモーション事業 Q&A集 (地域コンテンツ募集用)

令和7年2月7日版

No.	質問	回答
1	地域側で負担することになる費用等はありますか?	本事業の範囲内で実施する内容についてはJNTOが負担しますので、地域側の負担はありません。
2	地域の方の費用負担は発生しないということですが、地域側の旅費や会議の場所の賃料等も負担はないということでしょうか?	JNTOが企画する部分はJNTOが負担します。別途、地域の意向により発生する費用(地域の意向による同行費用等)は地域負担となります。
3	観光庁の補助事業により過去に造成したものとありますが、対象となる補助事業を教えてもらえませんか?	観光庁の補助事業であれば原則対象とします。
4	観光庁の補助事業により過去に造成された当時と内容がやや変更になっていますが、問題ないでしょうか?	概ね同一の商品と理解できれば問題ありません。
5	メディア招請は、オンライン・紙媒体・TVなど、どのような媒体を想定しているのでしょうか?また、希望をリクエストすることはできますか?	現状ではオンラインの記事媒体を想定していますが、変わる可能性があります。
6	被招請者は「在日」の方になる場合もありますでしょうか?	原則は現地からの招請を想定しますが、事情により在日の方になる可能性もあります。
7	招請を実施する時期は、具体的にいつからいつまでを想定すればよいでしょうか?例えば、8月の・・祭りに合わせて招請したい、3月中旬の桜に合わせて招請したい、など可能でしょうか?	目安として、契約締結は7月頃と想定しており、実際の招請時期は10月~2月頃を想定しています。それ以外の時期が対応可能となるかについては、ご相談ください。
8	インバウンド向け着地型旅行商品というのは、泊付きのものを想定されていますでしょうか?半日等で終わる体験コンテンツは 応募対象にはなりませんでしょうか?	コンテンツの長さ(泊付き)に制限はありませんので、ご応募いただくことが可能です。